

美祢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

近年、国をあげて脱炭素に向けた取組が加速化する中、地方自治体においても脱炭素の取組が求められているところ、美祢市においては、廃棄物の固形燃料化や地域循環共生圏の構築検討などの実施、令和2年3月に「美祢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定している。

また、令和5年度には環境省の補助事業を活用し、「美祢市再生可能エネルギー導入計画」の策定及び「美祢市公共施設太陽光発電設備等導入調査」を行った。今後、長期目標として、2050年を見据えた、脱炭素に向けた取組を総合的に推進するため、脱炭素・持続可能な社会の構築とともに地域活性化にもつながる具体的施策等の検討が必要である。

本業務では、令和5年度に実施した「美祢市再生可能エネルギー導入計画策定支援業務」及び「美祢市公共施設太陽光発電設備等導入調査業務」の結果をもとに、美祢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定及び美祢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定を行うものとする。

本実施要領は、本業務に関し、専門的知識及び経験を有し、総合的な観点から最も優れた提案者を公募型プロポーザルにより選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

美祢市地球温暖化実行計画（区域施策編）策定支援等業務

(2) 業務の内容

別紙「美祢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援等業務仕様書」とおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 委託料上限額

6,305,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本プロポーザル募集開始日から契約締結日までの期間において、美祢市から

指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 参加表明書の提出期限までに美祢市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (5) 他自治体において過去 5 年間に、本案件と同種又は同程度と認められる業務を履行した実績があること。ただし、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
- (6) 複数の事業者等により構成される共同企業体（JV）（以下「共同企業体」という。）での応募も可とするが、実施体制を明確にすること。参加資格(5)履行実績においても共同企業体内の実績も対象とするが、その場合、業務実績調書（様式 3）に分かりやすく明記すること。

4 実施スケジュール

募集開始（本市ホームページ掲載）	令和 6 年 5 月 1 日（水）
質問書の提出期限	令和 6 年 5 月 8 日（水）午後 5 時
質問書の回答	令和 6 年 5 月 10 日（金）
参加表明書等提出期限	令和 6 年 5 月 16 日（木）午後 5 時
企画提案書等提出期限	令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 5 時
プレゼンテーション等の実施	令和 6 年 5 月 31 日（金）（予定）
選定結果通知・契約締結	令和 6 年 6 月 3 日（月）以降（予定）

※説明会は行わない。

※上記の期日等に変更が生じた場合は、参加事業者に対して改めて通知する。

5 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

本実施要領及び仕様書に関する質問は、質問書（様式 1）を電子メールで提出すること。電子メールの件名を「美祢市地球温暖化対策実行計画策定等プロポーザル質問（事業者名）」とし、送信した後、提出先に対し受信確認の電話をすること。

ア 提出期限 令和 6 年 5 月 8 日（水）午後 5 時（必着）

イ 提出先 美祢市 市民福祉部 生活環境課

E-mail : kankyous@city.mine.lg.jp

電話 : 0837-53-1090

(2) 回答

質問に対する回答は、令和6年5月10日（金）までに本市ホームページに掲載し、公表することとし、個別に回答は行わない。なお、質問を行った質問者名等は公表しない。また、個々の質問者の参加資格要件に関わることや、意見の表明と解されるものについては回答しない。

仕様の補足等が掲載されることがあるので、質問に対する回答は提案書類提出前に必ず確認すること。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式2）

共同企業体で提出する場合は、業務を担う割合の多い事業者を代表者として参加すること。ただし、参加表明書には参加するすべての事業者を同様に記載すること。

イ 会社概要（任意様式）

ウ 業務実績調書（様式3）

エ 業務実施及び連絡体制表（任意様式）

本業務を実施するに当たり、管理技術者及び主任担当者を必ず明記し、本業務に携わる全ての者の過去5年間の関連業務実績及び保有資格等を記載する。

(2) 提出期限 令和6年5月16日（木）午後5時（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送による。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF化したデータを提出すること。

(4) 提出先 〒759-2212 山口県美祢市大嶺町東分 345 番地 1

美祢市 市民福祉部 生活環境課

E-mail : kankyou@city.mine.lg.jp

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の内容

別添の「美祢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援等業務仕様書」、「プロポーザル審査評価基準」を参照の上、委託業務の内容に応じた区分けを行い、調査対象・分析方法・設定手順・スケジュール・施策内容・計画手順・策定方法・支援体制等について具体的な提案をすること。

なお、令和5年度に実施した「2050年までに脱炭素社会を実現するための美祢市再生可能エネルギー導入計画策定支援業務」及び「2050年までに脱炭素社会を実現するための美祢市公共施設太陽光発電設備等導入調査支援業務」の検討結果は参加事業者に貸与する。

(2) 見積書及び積算内訳（任意様式）

見積書及び積算内訳（税込み）を作成すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

仕様書を参照の上、項目順に作成すること。用紙はA4サイズとし、頁数は表紙・目次を除き20頁以内とする。

イ 見積書及び積算内訳（任意様式）

見積書の宛名は「美祢市長」、業務名は「美祢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援等業務」とすること。

契約期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することとし、上限額を超える見積書は無効とする。また、見積記載金額については、消費税等込みの金額を記入すること。

積算内訳は、人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

(4) 提出部数 正本1部、副本9部

(5) 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時（必着）

(6) 提出方法 持参又は郵送による。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF化したデータを提出すること。

(7) 提出先 〒759-2212 山口県美祢市大嶺町東分345番地1
美祢市 市民福祉部 生活環境課
E-mail : kankyoku@city.mine.lg.jp

8 企画提案書の審査

(1) 審査方法

ア 本プロポーザルへの参加表明書等の提出があった事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、本市が設置する「美祢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において選考の上、最優秀者及び次点者を選定する。

イ 本プロポーザルの参加事業者のうち、選定委員会の各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である提案を行った者のうち、最も高い提案をしたものを契約候補者として選定する。

ウ 最高得点が複数の場合は、別紙「プロポーザル審査基準」項目5～7の評価点数の小計が高いものを契約候補者として選定する。

エ ウの評価点数が同点の場合は、見積金額の低いものを契約候補者とし、それでも同点の場合は、くじにより契約候補者として選定する。

(2) 審査基準 別紙「プロポーザル審査基準」のとおり

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施日、会場、集合時刻等については、別途電子メールで通知する。

イ 出席者は3名までとし、管理技術者又は主任担当者となり実際に業務に携わる者が説明すること。

ウ 実施方法

- (ア) プレゼンテーションは 20 分以内とし、準備 5 分程度、質疑応答 10 分程度を予定する。
- (イ) パワーポイント等を使用しプレゼンテーションする場合、使用する機器は各自で用意すること。
- (ウ) 75 型ディスプレイ及び HDMI ケーブルは、本市が用意する。
- (エ) プレゼンテーションは非公開とする。

エ 留意事項

- (ア) 事前に提出した企画提案書の資料以外は使用しない。
- (イ) プレゼンテーションに出席しない場合は失格とする。ただし、交通機関の事故など真にやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(4) 審査結果

審査結果は、全ての参加事業者に電子メール又は郵送により通知する。また、選定結果を本市ホームページ上で公表する。

9 失格・無効

次に掲げる事由に該当する場合は、本プロポーザルへの参加又は委託業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 参加業者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (5) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加事業者が委託業者としてふさわしくないと市長が認めたとき。
- (6) その他不正な行為があったと市長が認めたとき。

10 契約の締結

- (1) 契約候補者と契約に向けた協議を行うものとする。
- (2) 契約候補者が契約締結までに次に掲げる事由に該当する場合は、契約候補者の次点者を繰り上げ、契約に向けた協議を行うものとする。
 - ア 「3 参加資格」に該当しなくなった場合
 - イ 「9 失格・無効」に該当する場合
 - ウ その他事故等の特別な事由等で、契約等が不可能と本市が判断した場合
- (3) 本業務に係る契約の条件等については、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、本市と契約候補者との協議により追加、変更及び削除を行ったうえで、提案限度額の範囲内で契約に反映させることができるものとし、契約候補者が履行の義務を負うものとする。

11 その他留意事項

- (1) 参加事業者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等をはじめとする本プロポーザルへの応募に要した一切の費用は参加事業者の負担とし、本プロポーザルにおける手続きの一部又は全部が、延期または中止となった場合でも、その費用を本市に請求することはできない。
- (3) 提出後の書類の修正又は変更は、原則認めない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、美祢市情報公開条例（平成 20 年美祢市条例第 9 号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提出書類は原則返却しない。
- (7) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (8) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 提出書類に記載された管理技術者及び主任担当者は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (10) 本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、速やかに下記問い合わせ先まで連絡するとともに、参加辞退届書（様式 4）を提出すること。

12 問い合わせ・書類提出先

美祢市 市民福祉部 生活環境課

〒759-2212 山口県美祢市大嶺町東分 345 番地 1

E-mail : kankyous@city.mine.lg.jp

電話 : 0837-53-1090

別紙 プロポーザル審査基準

項目		観点	配点
1	会社の業務実績	○本業務と同種の業務経験が豊富にあるか。	5
2	実施体制	○業務を円滑に実施するための人員の確保や連絡体制は確立されているか。 ○本市からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。	5
3	見積金額	○積算内訳は、提案上限額の範囲内で、適正に算出されているか。	5
4	業務実施工程	○スケジュールが適切かつ実現可能な工程か。 ○仕様書の内容を踏まえた工程か。	5
5	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援	○美祢市再生可能エネルギー導入計画と、公共施設への太陽光発電設備導入調査結果を連動・整合させる提案があるか。 ○将来ビジョン・脱炭素シナリオ及び構想について、本市の現状や特性を踏まえた上で、具体性かつ実現性がある提案が示されているか。 ○温室効果ガス削減効果がわかりやすく、市民、事業者が意欲的に脱炭素に取り組める提案があるか。	30
6	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援	○美祢市再生可能エネルギー導入計画と、公共施設への太陽光発電設備導入調査結果を連動・整合させる提案があるか。 ○環境省が定める策定マニュアル等の最新の知見に基づき、温室効果ガス排出量の算定や削減目標を設定する提案があるか。 ○再エネ導入・省エネ施策について施設課題を踏まえ、実現可能で適切な具体的提案があるか。	30
7	進捗管理	○計画の進捗管理のための指標を示しているか。 ○専門知識がなくても入力作業可能なツールの構築を提案しているか。	10
8	発想力・表現力	○企画提案書は、業務内容を把握し、必要事項を網羅しているか。 ○仕様書に示した業務の水準に加えて、新たな視点や業務の目的をより効果的に達成し得る提案等が示されているか。 ○プレゼンテーション・質疑応答は、分かりやすい説明か。	10
合計			100

評価係数 (目安)	優れている	良い	ふつう	やや劣る	劣る	提案なし
	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0

※評価係数は、あくまでも目安であり、評価配点10点に対し9点を付ける場合もある。